

multilingual translation >
音声読み上げ・多言語翻訳は
「カタログポケット」で



みず・まち・自然 エンジョイ!米子

広
報

よなご

7

2024
July
No.232

特集

熱中症に負けない!

熱中症に負けない！

近年、国内の平均気温が上昇し、夏の暑さは厳しさを増しています。米子市内でも熱中症の疑いで救急搬送される件数が増加しており、熱中症へのさらなる警戒が必要です。

熱中症に負けず、健やかに夏を乗り切るために、熱中症対策のポイントをご紹介します。

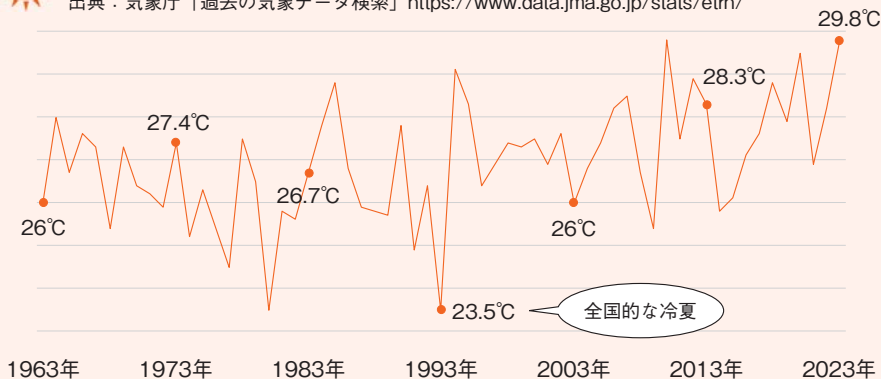
どんどん暑くなる夏！

米子市の昨年8月の平均気温は29.8度を記録し、危険な暑さとなりました。年による変動はありますが、平均気温は上昇傾向にあります。

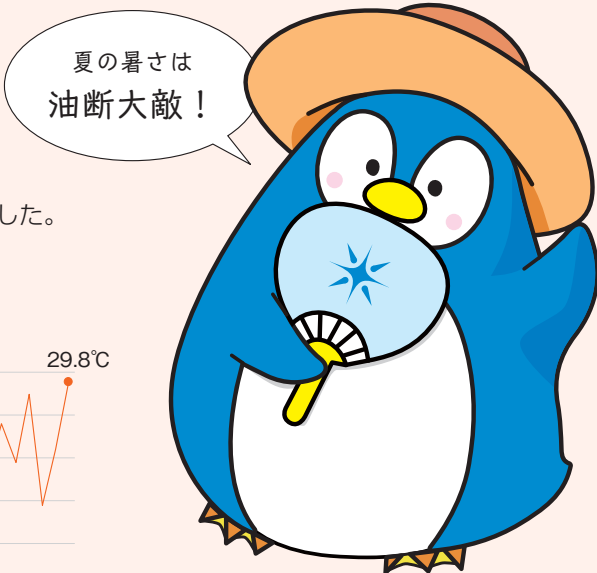


米子市の8月の平均気温推移

出典：気象庁「過去の気象データ検索」<https://www.data.jma.go.jp/stats/etm/>



米子市熱中症対策キャラクター よなペン



涼しい南極から米子にやってきたペンギン。暑い夏を乗り切るために、熱中症予防のポイントを、米子の皆さんにお伝えするよ！



熱中症予防ポイント

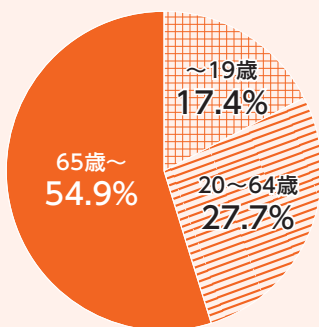
増える救急搬送者数！65歳以上が最多

熱中症の疑いで搬送される人の数は増加傾向にあり、どの年代においても注意が必要ですが、昨年最も多かったのは65歳以上の方です。

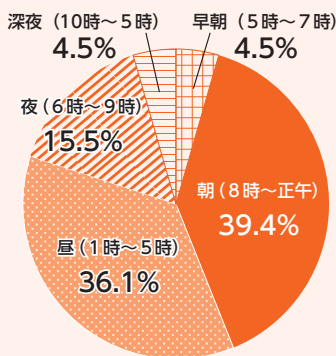
高齢になると汗をかきにくく、体の熱を外に逃がしづらくなります。加えて、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなるうえに、体内の水分量が若年者と比べると減少するため、脱水症状を起こしやすくなります。

また、昨年の救急搬送が最も多かった時間帯は、朝(午前8時から正午)であり、涼しい時間帯でも注意が必要であることがわかります。

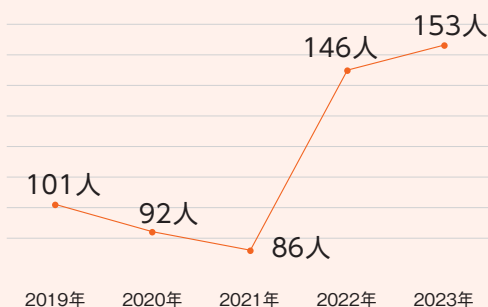
令和5年 熱中症疑い搬送者 年齢別割合



令和5年 熱中症疑い搬送時間帯



米子市 熱中症疑い搬送者数推移



熱中症対策 3つのポイント

熱中症を予防するため、特に大切な3つのポイント「飲もう・休もう・涼もう」を積極的に生活に取り入れてください。

1. 飲もう

のどが渇く前に、こまめに水分・塩分補給を心がけましょう。

2. 休もう

外に出る時は日傘や帽子を着用し、移動の合間に日かげなどで休憩を挟みましょう。市内74か所(令和6年5月末時点)にある一時的に暑さをしのぐことができる「よなご涼み処」をご利用ください。

3. 涼もう

高齢の方は体温調節機能が落ち、暑さを自覚しにくくなる場合があります。室温などを確認してエアコンなどで部屋の温度を調整しましょう。

よなご涼み処

外出時に暑さを感じた時、一時的に暑さをしのげる場所を、9月30日まで市内に設置しています。場所は市役所、ふれあいの里、図書館、公民館、薬局などで、

ポスターを掲出しています！無理せず、休憩を。

ポスターが目印！場所の一覧はHPに掲載しています



昨年の搬送者のうち、エアコンを使用していなかった人は約7割！

昨年、住居内で熱中症疑いで救急搬送された米子市の方のうち、エアコンを使用していなかった方は約7割にのぼります。

それほど暑いと感じなくても、温湿度計などで室内の温度と湿度を確認し、扇風機だけでなくエアコンも使用して、室温を適度に下げましょう。

また、室内でも油断せず、こまめに水分補給をしてください。

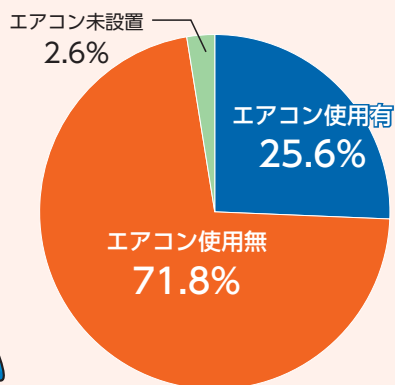


熱中症予防ポイント



暑い！と感じる前に…
飲んで、休んで、涼むんだ！

令和5年 熱中症疑い搬送者(住居内)
エアコン使用有無



熱中症のアラート発表時は一層の警戒を！

熱中症を引き起こす要因は気温だけではありません。湿度や風、日射といった要素をもとに算出された「暑さ指数」をもとに、警戒が必要な際には「熱中症警戒アラート」、より一層の警戒が必要な際には「熱中症特別警戒アラート」を発表します。「熱中症特別警戒アラート」の発表時には、防災行政無線や市ホームページで注意を呼びかけますので、より一層の対策を心がけてください。

米子市公式LINEでも
熱中症のアラート情報をお届けするよ！



熱中症予防ポイント



米子市公式 LINE
市政情報を発信中！
ぜひ登録してください！

熱中症警戒アラート

県内いずれかの暑さ指数提供地点で、暑さ指数が33に達すると予測される場合に発表される警戒情報

熱中症特別警戒アラート

県内全ての暑さ指数提供地点で、暑さ指数が35に達すると予測される場合に発表される警戒情報



対象の方に

給付金

を支給します

対象者は
確認書の返送が
必要です



定額減税補足給付金

定額減税対象の全ての方が恩恵を公平に受けられるように、定額減税で引ききれなかった額を、給付金として支給します。対象の方には、確認書を送ります。

☎市民税課 定額減税補足給付金窓口 (☎ 21-5280)

1. 支給対象者

定額減税前の「令和6年度個人住民税所得割額」または「令和6年分推計所得税額」から定額減税可能額を引ききれなかった方（令和6年分の所得税額は現時点で確定していないため、前年分の所得額からの推計により算出します）

2. 定額減税可能額とは

定額減税可能額は、それぞれ次のように算定します。

個人住民税所得割分	1万円×減税対象人数（※）
所得税分	3万円×減税対象人数（※）

※減税対象人数は納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）
同一生計配偶者と扶養親族の判定は、原則、前年の12月31日の現況によります。
同一生計配偶者と扶養親族は、国外居住者は対象外です。

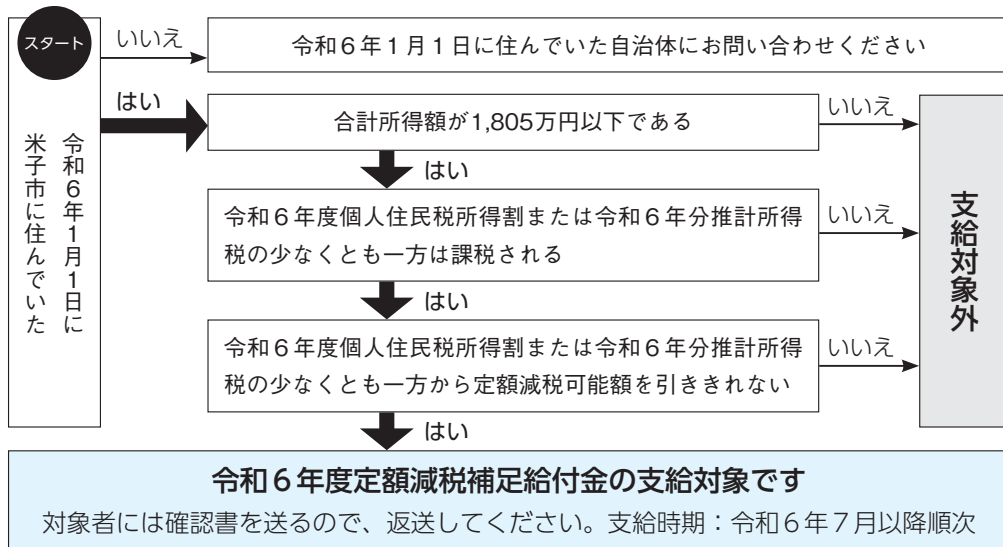
3. 定額減税補足給付金の支給額

定額減税可能額と課税額との差額を補足給付金として支給します。

個人住民税から 定額減税可能額を 引ききれなかった額	+	所得税推計値から 定額減税可能額を 引ききれなかった額	=	支給額 (1万円単位で切り上げ)
----------------------------------	---	-----------------------------------	---	---------------------

給付金に関する書類が返送されるまでに対象者が亡くなった場合、給付対象から外れることがあります。また、修正申告などで税額変更となる方のうち、定額減税補足給付金の対象でなくなる場合、受給した給付金の返還を求めることがあります。

4. 支給対象かどうかチェック！



【ご注意ください！】給付金を装った詐欺、個人情報の搾取にご注意ください。米子市から電話でATMの操作を依頼することや、暗証番号をお尋ねすることはありません。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給します。対象の世帯には、確認書を送ります。

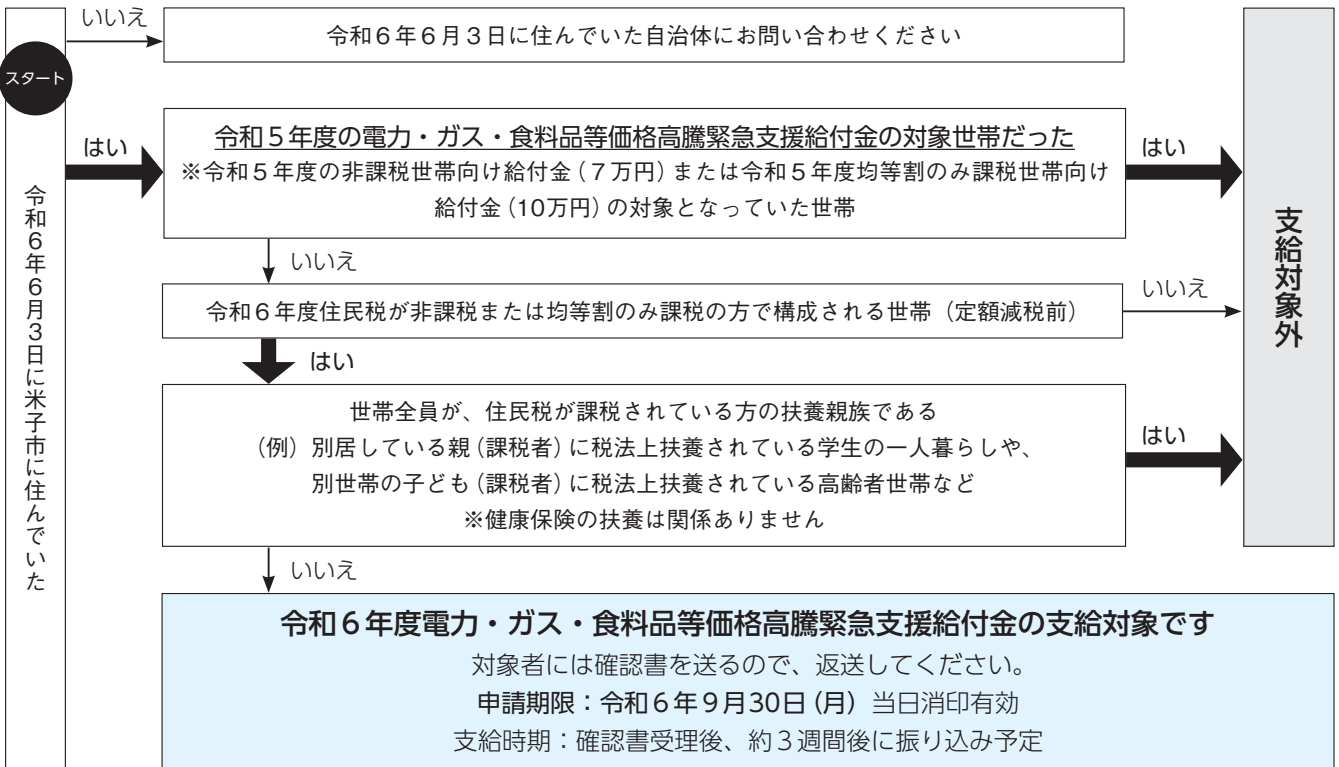
☎給付金窓口 (☎ 21-0725、090-9624-7732、090-9624-7734)

1. 支給額

給付金は次のように算定し、世帯主に支給します。

1世帯あたり10万円	+	平成18年4月2日以降に出生した 養育児童の人数×5万円	=	支給額
------------	---	---------------------------------	---	-----

2. 支給対象かどうかチェック！



※令和6年1月以降に離婚されて世帯状況に変化があった方やDV避難されている方など、上記以外で対象となる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

均等割？

所得割？



住民税の「均等割」「所得割」とは？

住民税は、前年1年間(1月～12月)の所得に対して課税される税金であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。税額は、「均等割」と「所得割」の合計額です。

均等割とは

広く均等に負担していただくもので、金額は一律の税金です。
「均等割のみ課税」とは、均等割のみが課税されて、所得割が課税されていないこと(所得割が非課税であること)を言います。

所得割とは

前年1年間(1月～12月)の所得をもとに計算される税金です。